

令和7年6月20日

阿賀野市議会議長 大 滝 勝 様

産業厚生常任委員会委員長 遠 藤 孝

## 所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、令和7年第3回議会定例会において議決を経た、閉会中の所管事務調査を下記のとおり行ったので、会議規則第110条の規定により報告します。

### 記

#### ○所管事務調査

- 1 調査事項  ごみ処理の状況と五泉地域衛生施設組合中間処理施設について
- 2 調査期日  令和7年6月20日(金) 午前9時30分
- 3 調査経過

令和7年6月20日、吉川民生部長、星市民生活課長、江口健康推進課長、並びに担当職員の出席を求めて本委員会を開催し、調査事項について担当課長から説明を受け、五泉地域衛生施設組合中間処理施設の現地調査、質疑・意見集約を行いました。

#### 4 調査結果

##### ごみ処理の状況について

令和7年4月の五泉地域衛生施設組合のクリーンセンターあがのがわ稼動に伴い、水原、京ヶ瀬、笹神地区においては、可燃性粗大ごみの出し方の変更がありました。安田地区については、新たにプラ製容器包装、紙製容器包装の分別が開始されました。このことについては、広報やホームページへの掲載、説明会の開催などで周知を図ってきました。特に安田地区においては、分別方法について、全体説明会の他、自治会からの要望により個別説明会を開催しました。分別やごみの出し方については、毎日3～10件程度の問い合わせがあり、実際クリーンセンターに運ばれたごみを検査すると、まだ適正に分別されていないケースも見受けられます。

また、新たな分別の開始や変更などにより収集運搬方法についての認識の共有が必要であると考え、収集運搬業務を委託している業者及び許可業者を集め

て会議を行い、業者間の認識の共有化を図りました。

新たな分別の定着には一定の期間を要するものと考えています。市民、業者等からの問い合わせに丁寧に対応するとともに、今後も広報等で特集を組んだり、学校等への出前授業等を通じて周知・啓発に取り組んでいきたいと考えています。

#### 五泉地域衛生施設組合中間処理施設について

五泉地域衛生施設組合は、五泉市、阿賀野市、阿賀町、2市1町の一般廃棄物、ごみやし尿を共同処理している一部事務組合の組織で、工場棟には、可燃ごみを処理するエネルギー回収型廃棄物処理施設と不燃ごみを処理するマテリアルリサイクル推進施設があります。

余熱利用設備・発電能力は、蒸気タービン発電機の最大出力が2,280kWとなり、売電契約は、FIT制度、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して東北電力ネットワーク株式会社と、非FITの電力は荏原環境プラントと電力需給契約を締結しました。

4月の稼働当初は、個人での粗大ごみの搬入について、それまでとやり方が変わったことで御意見をいただくこともありましたが、だんだんと新しいやり方が浸透してきていますし、分別についても意識されている方が増えてきている様子が伺えます。

#### 5 委員会意見

新しいごみ焼却施設が本格稼働したことに伴い、ごみの分別方法が大きく変わった。水原・京ヶ瀬・笹神地区においては、可燃性粗大ごみの無料回収が終了し、裁断した上で「燃やすごみ」として出すか、業者委託や施設への直接搬入（いずれも有料）することとなった。この取扱いについての苦情はないというが、高齢者世帯の負担を考えると、配慮が必要ではないかと考える。安田地区においても、これまで「燃やすごみ」として回収してきたプラ容器包装ごみや紙製容器包装ごみが「資源ごみ」として回収されることになった。ごみの減量化・資源化の現状を理解するうえで、施設の見学は有意義であることから、自治会などでの施設見学を広くPRすべきと考える。と意見集約されました。

以上、産業厚生常任委員会の所管事務調査の委員長報告といたします。